

草加松原ロータリークラブ

2020-21年度 国際ロータリーのテーマ ロータリーは機会の扉を開く



10月20日の例会記録

◆ 会長あいさつ 木村 博行会長

皆さんこんばんは、日本のロータリー100 周年バッチが後ろにありますので皆さん 1 つお持ちください。

最近、外国人の仕事、韓国の方のご相続の手続き をしていて、奥様が韓国人なのですが、相続人が日 本の子ども、2度目の結婚とのことで、1度目(前妻)に 日本の方と結婚して、その方に子どもがいらっしゃる そうで、その方を探してほしいという事で、翻訳と韓国 戸籍を探しましたが、載ってないのです。結局日本の 女性と結婚した韓国の方の子どもさんは奥様の日本 の戸籍に載っているという事で今捜索をしているとこ ろなのです。それ以外にも例えば、日本で会社を経 営している外国の方が、不動産・土地などを買いたい という事で取引に靴という事が多々ありまして、浅草 や上野などに観光に来ていらっしゃる方、観光で日本 に一時的に訪れる方、色々な方が研修制度を使って 5 年間くらい会社に就職して国に帰っていく、起源的 に働いている方、先程のように日本に定住して日本 の中で生活なさっている方、色々な方がいると思うの ですが、先程の韓国の方、民法だと奥様とその兄弟 姉妹が相続、もしくは子どもがいらっしゃらなかった場 合は、奥様に全部相続権があるとか、

第405回 例会 10月27日 草加市文化会館

**本日のプログラム **

開会点鐘 ロータリーソング 四つのテスト お客様紹介 会長挨拶 幹事報告 委員会報告 SAA報告 出席報告 閉会点鐘

卓話 米山奨学生 徐 緒隆君 「私のふるさと」

日本よりも奥様の権利が強い、海外の民法を見ていると感じました。今日は、私の大先輩、日本司法書士会の副会長をやっていらっしゃる大先生のお話、前回は大塚先生が「民法改正」、今回は「親族法」という事で大変ためになるお話かなと思います。私も人手不足で勉強の時間にあてられないものですから、先生の講義を聴きながら今日は少し勉強をさせていただければと思っておりますので今日は山崎先生宜しくお願い致します。ありがとうございました。

幹事報告

加藤芳隆幹事

皆さんこんばんは、幹事報告をさせていただきます *11月3日は文化の日で休会です。

*地区大会について

開催日 11月15日

登録開始11:30 点鐘 12:30

会場 川口リリアホール

昼食を済ませた上でご参集ください

全員登録をしています。ご参加をよろしくお願い

致します。



国際ロータリー第 2770 地区第 9 グループ



草加松原ロータリークラブ

会 長:木村 博行 例会日:毎週火曜日 19:00~20:00 例会場:草加市文化会館

事:加藤 芳隆 事務局:草加市青柳 8-56-21 TEL/FAX 048-967-5315

PC: sokamatsubara@abelia.ocn.ne.jp

告婚記念日おめでとうございます



結婚記念日 10月15日 松田龍美会員

皆さんこんばんは、先週の 10 月 15 日が結婚記念日でした。何年たったのかな 30 年くらいだと思います。結 婚式を挙げたのはハワイ島で、名前は憶えていないのですが、ハワイで一番古い教会でコナの町のメインスト リートにあった教会だったことは覚えています。結婚式をコーディネートしてくれた「ワタベウエディング」で色々 やってくれたのですが、式場は現地でお寿司屋さんをしている方が日本人夫婦の方が手伝ってくれまして、式 を挙げました。たまたまコーディネートしてくれた小山さんご夫婦のお姉さんが翌々日にその教会で結婚式を するという事で是非参加してと言われて出席した記憶があります。

そのようなわけでお寿司屋さんには毎晩行っていました。奥様が日本に来た際には食事などもしました。とて「 も良い夫婦で今もコナの町で場所は変わりましたが寿司屋さんと鉄板焼きの店をしています。何度か行きまし た。遊びに行くと、食事が終わると、麻雀を囲んだり、カラオケしたりとアットホームな人です。ここ数年は付き 合いが途絶えています。ご主人は画家で世界中あちこちと、子どもさんがいないご夫婦、奥さんが日本に来た 時の楽しかった思い出を記憶しています。ありがとうございました。

結婚記念日 10月21日 森 勇一会員

皆さんこんばんは、10月21日が結婚記念日です。

結婚30周年、真珠婚式という事で3週間前に家内から銀座に誘われました。 記念の品は考えていたようで購入してきました。

今年のロータリーの例会は商工会議所とぶつかり行かれないと話しました。 1人で行ってきたらと言いましたら一緒にと言うので、忘年会の方は遠慮して 常任委員会だけ参加して、電車で行きたいと思います。宜しくお願い致します。



10月20日 二コ二コBOX					
金額	16,000円		累計	18	37,000円
10月20日 出席報告					
会員総数		40	出馬	₹	20
出席免除		5 MU		J	2
出席適用		35	出席	率	62.86

今後のプログラム

休会(文化の日) 11/3

11/10 地区大会に振替(11/15 開催)

誕生祝 結婚祝

ロータリー情報

10/20 ZOOM参加者

来栖勝幸会員 高橋昌夫会員

ありがとうございます(*^-^*)



改正規族法に関して

山崎秀美会員

皆さんこんばんは、ご無沙汰しております。1 週間くらい前に事務所の階から落ちまして背中を打ちました。息が出来なくなりましたが、その日はそのまま過ごしましたが、だんだん痛くなり、夜寝がえりが打てなくなり、咳をすると痛かったのですが、おさまったので大丈夫かと思いましたが日曜日に 10 キロくらい走りに行きましたら、また痛くなりました年をとることは大変なことだと思っております。

今日、上川大臣に表敬訪問に行って来ました。日司連の関係で、10名くらいで行きました1か月くらい前に、上川洋子さん、静岡県出身の方です。3回目の法務大臣、普通は2回やるとやらないそうですが、3回目の白羽の矢が立って、婚姻届けに判子をいらないようにすること、など色々なことに判子をなくすようにすると言っていましたが、今日あった時には司法書士は判子を使う商売なので、気を使ったのかわかりませんが、実印などは廃止しませんと言っていました。明治時代くらいから判子は普及したようです。昔は庶民ではなかなか作れない高級なものだったようです。日本では判子文化が非常に進んでいた。欧米ではサインですよね!これが今のデジタル化に相まって日本でもデジタル証明をすると判子がいらないという形の話になっていますけど、電子証明書 1024 ビット、量子コンピューターで解読できるのかわかりませんが、東芝が開発して実用化とのニュースが出ていました。今のコンピューターより速度が1億倍といわれるくらい早いのだそうです。それですと暗号などすぐに解読されてしまう。今の状況では1024ビットはまだ破れない、電子署名も安心してできるということで、日本のマイナンバーも1024ビット破られないような暗号化と言われています。

相続法、2019年昨年の1月から色々変わってきました。40年ぶりの大改正と言われていますが、1980年に相続、配偶者の相続分が3分の1から2分の1に引き上げられました。寄与分制度も出来て、社会情勢の大きな変化、家族の在り方など、変わってきました。その後40年です。人生、長生きするようになってきました。1980年男性の平均寿命73.35歳、女性が78.76歳です。2017年男性の平均寿命が81.09歳、約8年延びています。女性は87.26歳、9延びています。約10年くらい、40年のうちに寿命が延びている寿命が延びているという事は、当時の相続ぶんが2分の1に引き上がったわけですが、それでは一生いきていけないという配偶者が多くなったのではないかと思うような政治家の方が多く、陳情されたのでしょうか!寿命が延びて行ってニコニコー生を過ごすには、お金も潤沢にある程度ないとニコニコできないという事で相続法を変えようという議論が起こったようです。法制審議会を経て改正になったわけですが、そこには家族の生活スタイルが多様化したという事で法定相続分を、手を入れようという意見も法制審議会の民法の相続法務会では挙がったようですがそこには手を入れない!結果的に配偶者の権利をサポートする法改正をしようという事になったようでごさいます。

- 1. 配偶者の居住権を保護するための方策
 - 1)配偶者短期居住権の新設 新民法 1037条~1041条
 - 2)配偶者居住権の新設 新民法 1028条~1036条

もっと配偶者の方に厚い財産を残したい 財産がたくさんある方対象ではないですが、そのような方には遺産分割に関する見直しもしようという事で、配偶者のために持ち戻し、免除の意思表示を推定するような規定も入れた。遺贈した場合の遺産からの脱却というか、遺産から贈与と二本立てで配偶者を助けるという面白いシステムも作ったのです。これを流用することで配偶者の方に相続財産と遺贈による財産の両方が入る形になる場合があります。2千万の控除内となると思いますが、配偶者の相続分が2分の1からもう少し上げようかというところはやめて、財産のある人には良い方法を作ってあげようという流れになっております。

遺産分割、財産の残し方には遺言の形もあります。残し方、財産の分け方、相続人全員が協議をして遺産分割をするというやり方と遺言を残すというやり方が客観的にある。相続分は決まっている。配偶者が2分の1、残りの2分の1を子どもが分ける。法廷相続分で決まっている。変わったところは、預金遺産分割の中に預金を入れない平成28年12月の最高裁の決定によりますと、過分債権、2人いるとすると、瞬時に半分ずつになるというのが今までの判例なのです。過分債権、預金も含まれます。亡くなった途端に法定相続分になるという事で遺産分割の対象にはならないというのが最高裁の判例です。遺産分割に入れていますけど、違うのかなと思われる方もいらっしゃると方もいると思います。過分債権なので、今までは、「預金」例えばお母さん、子どもが2人でおとうさんが亡くなった。遺産として100万円持っていた。今の銀行実務では遺産分割の書類を作って相続人全員の実印を押して持っていけば代表者に預金をおろしても良いと個別の対応はあまりしない、でもいままでは過分債権ですので、相続と同時に民法上の相続分に分割されるわけです。すると子どもが25万円相続する、配偶者が50万円、これは遺産分割の対象ではないのです。個別に請求できる、受けなくてはいけないはずだった!

手続が煩雑なのか銀行ではやっていなかった。私は実務上あったので知っていたので、おろしてもらったことは何回かあります。知らない人は多いです。

郵便預金、郵便法はよくわかりませんが、郵便局に定額預金など納めていると、全員の相続人の請求がないと 法律的におろせないそうなのです。法律があったそうです。 それを最高裁の方向転換平成28年12月の決定によって過分債権として金銭が相続と同時に相続分に応じて分割するという発想が一部改正されました。過分債権と言わない部妙な表現ですけど、遺産分割の対象になる。代わりに法定相続分の3分の1、或いは150万円以下までは個人的に慰安分割の前でも下せるというように変わりました。金融機関の扱いも若干変わり150万円または法定相続分の3分の1までであったら下せるようになりました。

遺言も新しい制度を作ろう、今までは遺言によるものと、遺産分割によるものの扱いが違いました。遺言すると、亡くなられた人が、相続分を指定するという形です。『例えば』配偶者がいて兄弟3人、長男に全部相続させる形を遺言で残した。相続分の指定で全部長男にあげる。そうすると登記をしなくても不動産であれば内容は誰に対しても主張できたのです。ところが今回の法改正によりまして主張できなくなりました。民法899条2が出来て、法定相続分を超えたものは「対抗要件」となり「対抗要件を必要として登記をしないと守られないという形になり、遺言でも遺産分割と同じ形になりました。遺産分割は、一旦は法定相続をするわけですその後に相続人の話で相談の結果、取得財産が決まるので相続人間の合意で、亡くなった人は何も言っていない!

配偶者の保護のために遺言で相続させるということと、遺贈するという事を使い分けると事が出来ます。遺贈すると書いた場合は、遺産の中から抜けます。遺産ではないのです。20年以上の婚姻関係があれば、普通は特別受益と言って贈与してしまったら、遺産にして持ち戻さなくてはいけない、それから分割する形なのですが、今回20年以上連れ添った(内縁はダメ) 夫婦であれば持ち戻しの免除を推定する規定「遺産分割前の払戻制度の創設 新民法 909条の2」配偶者は貰えるようになりました。

遺言制度に関する見直し遺言している人は意外と少ない

1995年検認年間 自筆証書遺言 8,065件 公正証書遺言 41,301件

2017年検認年間 自筆証書遺言 17,394件 公正証書遺言 110,191件

になっています。2017年の死亡者は1,340,397人、1%しか遺言を残している人はいない!

遺言を残しているとよいことがあると民法を変えたわけですが、使ってもらえなくては困る。使われるように簡単に自筆証書遺言を法務局に保管する制度を作りました。今年7月10日から始まっています。

1カ月たったところで、全国で 2,500 位、まだ 2カ月くらいしかたっていないという事でそんなには多くないですが 簡単にできる公正証書遺言は公証役場に行って 2人の人を連れて行って作る。自筆証書遺言は証人はいらな い!自分で全文書いて判を押せば有効になります。

自筆証書遺言は全文自分で書いて判を押す。全部自分で書かなくてはいけなかった。別紙でコンピューターを使ってよいとなったのは昨年1月の改正です。様式の変更、だれに書いてもらっても良いが署名押印はしなくてはいけないというようになっております。

公正証書、自筆証書の大きな違いは、再婚した人は、公正証書のほうが良いです。公正証書は検認がない!自筆証書はあります。法務局に保管の 自筆証書は検認はいらない!本籍地の法務局や不動産所在地の法務局で良いとなっています。草加の法務局はダメです。支局単位です。このあたりは越谷の法務局に行けば自筆証書遺言の保管をしてくれます。内容は見ません、様式だけ、自筆証書遺言として間違った記載がないか確認していただけます。コンピューター上でスキャンして原本は開封したまま綴りこみます。

昔は、遺言はゆっくりでした。どのような人に対しても対抗できた。去年の「899 条の 2」が出来て対抗要件になってしまったのでゆっくりしていると自分の法定持ち分以上のものを貰っている人は急がなくてはいけない!(自分の権利を遺言でもらった人)法務局による遺言の保管は時間がかかる、良いような制度ですが!公正証書は早い、争いのある家族は公正証書遺言が良い制度です。争いのない家庭にとっては法務局による補完が良いです。大雑把に話しました。後は読んでいただきたいと思います。

木村 博行会長 山崎先生、今日は宜しくお願いします!人手不足で忙しく、改正法の勉強をしている暇がありません。もっとゆっくり生活できるよう人生設計を見直します!

加藤 芳隆幹事 今日は山崎会員の専門家としての法律関係の詳しい話に興味があります。卓話宜しくお願いします。

会田小弥太会員 山崎秀美会員、卓話楽しみです。階段から落ちたようでお大事に、もうお歳かな?

飯山 英彦会員 山崎秀美会員「改正法」卓ありがとうございました。

大塚 嘉一会員 来年1月に英検1級を受験します。娘(大学1年生)に追い抜かれないように必死です。

牛山 信康会員 今日の卓話は山崎さん、よろしくお願いします。

川井 大輔会員 山崎会員卓話楽しみです。

田中 和郎会員 10月半ばでこんなに寒かったですかね!山埼会員卓話ありがとうございます。

富永 悟会員 山崎さん卓話ありがとうございます。

二階堂祐司会員 ギックリ腰が良くなってきたので、昨日1か月ぶりに筋トレに行って来ました。上半身の 背中が筋肉痛で凄く痛いです。山崎先生卓話楽しみです。

長谷部健一会員 山崎先生の卓話を楽しみに来ました。宜しくお願いします。

森 勇一会員 本日は山崎先生、親族法について勉強させていただきます。初めて聞く法律ですので楽しみです。

山崎 秀美会員 久しぶりに卓話をします。宜しくお願い致します。

松田 龍美会員 本日の山崎さんの卓話楽しみにしています。

鈴木 努会員 今日は自分の母親の誕生日です。93歳になりました。